

議第189号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

損害賠償請求事件の控訴の提起については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

控訴の提起について

次のとおり損害賠償請求事件の控訴の提起につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成24年10月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

控訴の提起について

滋賀県は、原審京都地方裁判所平成23年（ワ）第1274号、損害賠償請求事件の判決に対し、次のとおり控訴を提起する。

1 被控訴人となるべき者（原告）の住所、氏名

2 控訴の要旨

平成24年10月24日に言い渡された原審判決は、控訴人敗訴部分につき不服であるから、

- (1) 原判決のうち控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求めて控訴を提起する。

3 控訴の年月日

平成24年11月1日

4 訴訟遂行の方針

控訴審判決の結果必要がある場合は、上告するものとする。